

別表 5

ごみの回収及び集積等一覧表

区 分	ご み の 種 類		収 集	予定回収量	処 理 方 法	備 考
	種 別	仕 分				
一 般 廃棄物	可燃ごみ (非感染性)	紙類、布類、木屑類、残飯、 茶殻、果物等	毎 日	毎月概ね 8 t	各ごみ箱から回収したごみを、発注者の指定する 場所に集積後、他の分類のごみの混入を確認の上再 分別を行い、発注者が別途委託する収集運搬業者が 回収に来るまで集積場に保管する。	1 ごみの処理については、廃棄物の処 理及び清掃に関する法律、医療法、広島 市廃棄物の処理及び清掃に関する条 例、北部医療センター安佐市民病院廃 棄物分別マニュアル等を遵守し、適正 に処理を行うこと。 2 可燃ごみ、不燃ごみ用のポリ容器は 定期的に水洗い、消毒を行い、清潔に保 持すること。 3 各ごみ箱には、発注者の指定するご み袋をセットするものとする（ごみ袋 に係る費用は、受注者の負担とする）。
	不燃ごみ (非感染性)	プラスチック類等		毎月概ね 30kg	各ごみ箱から回収したごみを、発注者の指定する 場所に集積後、他の分類のごみの混入を確認の上再 分別を行い、発注者が別途委託する収集運搬業者が 回収に来るまで集積場に保管する。なお、陶器類は、 水洗い、乾燥したうえで保管すること。	
		金属類、陶器類等		毎月概ね 3.5 t	各ごみ箱から回収したごみを、発注者の指定する 場所に集積後、仕分毎に分類し、物によっては紐で括 るなどし、発注者が別途委託する収集・運搬業者が回 収に来るまで集積場に保管する。なお、ビン類、缶類 は、水洗い、乾燥したうえで保管すること。	
産 業 廃棄物	感染性医療 廃 棄 物	血液、体液の付着したチュ ーブ、ビニール類、布類、 採血管、注射針等	毎 日	毎月概ね 50 t	専用容器に詰められた医療廃棄物を各所属から回 収し、発注者の指定する場所に集積し、発注者が別途 委託する収集運搬業者が回収に来るまで施錠のうえ 保管する。	4 感染性医療廃棄物の取扱いについて は、特に針刺し等の事故が発生しない よう十分注意し、従事者の事故防止に 関する研修の実施、意識啓発を行うこ と。また、事故が発生したときは、遅滞 なく発注者に報告すること。 5 収集したごみは、再分別し、各区分の 収集・運搬業者へ引き渡すものとする。 6 ごみの予定回収量はあくまでも過去 の実績を基に算出したものであり、そ の数量は変動する可能性があるので留 意すること。
	廃プラス チ ッ ク	医療系の非感染性プラス チック類等（事業活動に伴 って排出されたもの）	週 3 回	毎月概ね 3.5t	各ごみ箱から回収したごみを、発注者の指定する 場所に集積後、他の分類のごみの混入を確認の上再 分別を行い、発注者が別途委託する収集運搬業者が 回収に来るまで集積場に保管する。	
	有害ごみ	電池類、蛍光灯、体温計等	随 時	毎年概ね 1 t	各ごみ箱から回収したごみを、発注者の指定する 場所に集積後、他の分類のごみの混入を確認の上再 分別を行い、発火防止措置を講じたうえで、発注者が 別途委託する収集運搬業者が回収に来るまで集積場 に保管する。	
	グレーチング 下の堆積ごみ	汚泥等		—	グレーチング下の溝に堆積しているごみ・汚泥等 を随時に回収・袋詰めし、発注者の指定する場所に集 積後、発注者が別途委託する収集運搬業者が回収に 来るまで集積場に保管する。	